

報 道 機 関 各 位

青森県農林水産部林政課長
(公 印 省 略)

令和 7 年度「A-wood」需要拡大事業の申込受付の開始について

県では今年度から、県産材の需要拡大に向け、県内で生産・加工し、利用される木材を「A-wood (エーウッド)」と名付け、建築物への使用に対する補助事業を行うこととしています。

この度、事業申込の受付を開始しましたのでお知らせします。

記

1 申込受付期間

令和 7 年 6 月 3 0 日 (月) から令和 7 年 1 2 月 2 6 日 (金)

※申込金額が予算額に達し次第、受付を終了

2 申込方法

事業申込書に必要事項を記入の上、県庁林政課林産振興グループまで、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法により提出。

3 審査の方法

先着順で事業申込書を受け付け、補助対象として適当か審査を行う。

4 事業の概要

別紙のとおり

5 県ホームページ掲載アドレス及び QR コード

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/rinsei/A-wood_moushikomi.html



報道機関用提供資料	
担 当 課 担 当 者	農林水産部林政課 林産振興グループ GM 穂元 弘文
電話番号	直通：0 1 7 - 7 3 4 - 9 5 1 7 内線：4 8 5 3
報 道 監	農林水産部 次長 及川 正顕 (内線 4966)

「A-wood」需要拡大事業について

1 事業実施の背景

青森県で利用されている建築用の木材は、主に外国産や県外産となっており、県産材の利用は1割程度と、住宅や公共施設、民間商業施設における利用が進んでいないことから、建築用の木材を県産材に切り替えてもらうための取組が必要です。

本事業では、県内の森林で生産され、加工され、使用される「All Aomori」の木材を「A-wood」と称し、その需要拡大と供給体制の整備を進めることで、木材の地産地消を推進し、地域経済の活性化や森林の循環利用につなげていくものです。

2 事業概要

県産材の需要拡大を図るため、県産材を使用した建築物の施工者に対し、県産材の使用量に応じた補助を行う。

① 対象者

建設会社や工務店、個人事業主など、住宅・非住宅建築物の施工者。

② 補助内容

県産材を建築物に1 m³以上使用した場合に、使用量に応じて1 m³当たり5万円を、50万円を上限に補助する。

青森県「A-wood」事業者に登録することが条件。

③ 青森県「A-wood」事業者登録制度

- ・今年度新たに創設した制度で、県が、県産材を積極的に使用することを宣言する事業者を登録・公表する。
- ・対象者は、建築物の施工者である建設会社や工務店等、及び建築物の設計を行う建築士事務所。
- ・県内製材工場と連携した流通の円滑化、県産材を使った設計・施工技術の向上、県民に対する県産材の普及に取り組むことが登録の条件。